

新宿区地域支え合いのための 空きスペース有効活用促進事業 提供者募集要項

★★★★空きスペース提供申込みの手引き★★★★

介護予防・健康づくり等の活動や、サロン等の交流活動を、住民主体で行っている、または、これから始めようとしている団体が安定的に活動できるよう、空きスペースを貸していただけませんか。



新宿区福祉部地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎2階
TEL : 03-5273-4193 (直通)
FAX : 03-6205-5083
E-mail : chiikihokatsu@city.shinjuku.lg.jp

ご相談も随時受け付けています。
(詳しくは4ページをご覧ください。)

1 目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、介護保険サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、高齢者の介護予防や健康づくり等の活動、会食や交流等の社会参加を区民が相互に担い手となって支援する場が充実していることが必要です。

そのため、高齢者が歩いて通える範囲内に、担い手となる区民が活動場所を安定的に確保できる環境を整備しなければなりません。

そこで、新宿区内には企業や施設等が多いという特徴を活かし、こうした活動のために場所（空きスペース）を提供してくださる法人や任意団体、個人宅などを募集し、高齢者の介護予防や健康づくり、サロン等の活動を行う団体に紹介する事業を実施しています。

※ 提供登録していただいたスペースは、提供場所の利用を希望する団体に紹介し、二者で協議していただいた上で、ルール等を定め、利用開始となります。



●●● 新宿区内に増やしたいのは、こんな「場」です ●●●

高齢者が自宅から無理なく通える範囲（自宅から徒歩 15 分程度）に、地域住民が主体になって皆で集い、介護予防や健康づくりのために体操をしたり、孤立を防ぎ、支え合いの輪を広げるために、茶菓や食事を楽しみながら交流する活動を行う場です。

活動は、月 1 回以上から毎週まで、様々な頻度で行いますが、継続的に行うことを大切にしています。

●●● 空きスペースを提供することで、できることがあります ●●●

- その場所がご近所の方同士をつなぎ、強いきずなのまちづくりに貢献します。
- 地域の方に、その企業や施設を知ってもらえます。
- スペースの提供が、地域の方との協働や、行事の共催のきっかけになります。
- ご近所に活動場所があることで、地域の高齢者が外出しやすくなります。
- 地域の支え合い活動が活性化し、まち全体が元気になります。



2 空きスペースの提供者の要件

- (1) 法人、任意団体または個人のいずれも提供者になることができます。
- (2) 区内に、おおむね 6 畳（約 10㎡）以上の活動場所を提供できること。
- (3) おおむね月 2 回以上かつ 1 年間以上継続して、活動場所を提供できること。
- (4) 利用者が安全に活動できる場所や設備を提供できること。
- (5) 提供者が任意団体の場合は、責任者が明確であること。

- (6) 暴力団（新宿区暴力団排除条例（平成 24 年新宿区条例第 59 号）（以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に属する者がいないこと。
- (7) 営利を目的としないこと。

[参考] 空きスペースを利用する団体の要件

- (1) 主な参加者を高齢者とし、高齢者の介護予防、健康づくり、フレイル予防及び会食、交流などの社会参加を目的とする活動等を、区内において地域住民等が実施する団体であること。
- (2) 月 1 回以上活動を実施できる又は実施が見込めること。
- (3) 活動への参加が自由であるか、または、自己の意志による入会及び退会が可能な開かれた団体であること。
- (4) 団体の代表者又は連絡責任者が明確であること。
- (5) 営利目的、宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 公序良俗に反しない団体であること。
- (7) 団体の構成員に暴力団に属する者がいないこと。
- (8) その他、区長が認めるもの（例：区内の大学等のサークルで、区内の高齢者のための介護予防に資する活動をする団体等）。

3 空きスペースの提供申込み

(1) 申込み

随時受け付けています。制度に関するご相談などにより来庁される場合やご相談しながら申込みを検討する際は、予めご連絡くださるとスムーズです。

(2) 申込み方法

① 来庁による申込み

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係(新宿区役所本庁舎 2 階 7 番窓口)に下記の提出書類をご持参のうえご来庁ください。

※ 受付時間は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までになります。

② 郵送による申込み

表紙に記載のある住所に「地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係」宛て、下記の提出書類を郵送してください。

(3) 提出書類

- ① 新宿区地域支え合いのための空きスペース提供登録申込書（第 1 号様式）
- ② 第 1 号様式別紙
- ③ 空きスペース（活動場所）の図面
- ④ 空きスペースの写真

※ 提出書類の様式は、下記【HP 掲載先】からダウンロードできます。

【HP 掲載先】

新宿区公式 HP > くらし > 福祉・介護 > 高齢者福祉 > 生活支援体制整備事業 > 新宿区地域支え合いのための空きスペース有効活用促進事業 > 地域の介護予防・健康づくり等の活動団体へ空きスペースを提供する事業を実施しています

4 空きスペース及び提供者の登録

- (1) 提供者からの空きスペース登録申込みを受け、区が申込み内容及び現地の確認等を実施します。
 - (2) 提供者が要件を満たしていることを確認できたときは、空きスペース及び提供者として登録します（手続きにおおむね 1 か月かかります）。
 - (3) 提供者には、「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供登録通知書（第 2 号様式）」、「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供登録証（第 3 号様式）」及び「登録ステッカー」を交付します。
- ※ 登録期間は登録決定日から、辞退届提出日または要件がなくなった日までです。
- ※ 提供を辞退した場合や、要件を失った場合等は、「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供不登録通知書（第 4 号様式）」により、速やかに通知します。その際は、交付した登録証及びステッカーは返還していただきます。

5 空きスペース及び提供者の情報周知

区は、空きスペース及び提供者の情報についてリスト化し、チラシとして窓口での配架及び区公式ホームページへの掲載等により、広く周知することを原則としています。

※ 施設運営の観点や提供者が個人である等の理由がある場合には、上記に限りません。

6 空きスペースの利用を希望する登録団体との協議

- (1) 区は、登録団体の希望に基づき空きスペース及び提供者を紹介します。登録団体とは、空きスペースの利用を希望する、区が承認した団体です。
- (2) 提供者と登録団体は空きスペースの利用について協議を行い、合意書等を作成してください。
※ 双方が合意した内容がわかる書類であれば、様式は問いません。なお、参考例の様式は 3 ページ上部の【HP 掲載先】からダウンロードできます。
- (3) 作成後、登録団体は、合意書等と「新宿区地域支え合いのための空きスペース利用報告書（第 6 号様式）」を区に提出します。（合意書等の書類は、提供者と登録団体双方が保有します。）
- (4) 利用予定を二者で確認した上で、スペースの利用が始まります。

7 空きスペースの提供開始後の手続き

- (1) 毎年1月末までに「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供継続意向確認書（第7号様式）」を区へ提出してください。
 - (2) 提供内容の変更や提供の辞退をするときは、「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供（変更・辞退）届（第9号様式）」を速やかに区へ提出してください。
 - (3) 提供内容について変更があった場合は、変更内容がわかる書類を提出してください。
- ※ スペースの利用実績や、事故発生時の報告書は、登録団体が提出します。

8 感染予防対策について

- (1) 感染症等の感染拡大防止等のため、必要に応じて利用可能者数の制限や換気等の対策を講じてください。
- (2) スペース利用後の消毒について、利用団体へ指示や基準を提示した上で実施してください。

9 その他留意事項

- (1) 個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期し、正当な理由なく知り得た秘密を洩らさないでください。
- (2) 事故時における対応について、登録団体が物損等にも対応できる保険に加入し、提供者に了承を得ることが原則です。提供者が保険加入している等、物損等への対応が可能な場合は、この限りではありませんが、合意書等により責任の所在を明らかにしてください。
- (3) 利用料の設定について、提供者と登録団体との協議により決定します。（提供者は営利を目的としないこととし、利用料を設定する場合は、光熱費等の実費相当を想定しています。）
- (4) 提供者と登録団体間に問題が発生した場合には、合意書等に基づいて二者で協議をお願いします（原則、区は関与しません）。

空きスペースの提供についてのご相談も受け付けます

- ★今すぐにはできないが、近いうちに空きスペースを提供したい・・・
 - ★申込みしたいと思うけれど、自分たちのスペースが要件を満たすかわからない・・・
 - ★空きスペースを提供したいが、不安なことがいくつかある・・・
- ・・・そんな方々のお話を伺い、必要な情報を提供します。募集要項表紙に掲載している「地域包括ケア推進係」まで、まずはご連絡ください。

貸したい

借りたい

空きスペースを提供したい方

空きスペースを利用したい団体

① 登録申込み

② 審査／内容・現地確認

③ 登録通知・不登録通知の送付
承認した場合、登録証・ステッカーの送付

⑤ 団体情報提供カード提出

⑥ 審査／内容確認

⑦ 承認した場合、登録証の交付

※ 活動場所利用希望申出書提出
※ 活動場所の利用希望が決まり次第、提出ください。

⑧ 空きスペース及び提供者を紹介

④ 区ホームページ等で
提供された空きスペースリストの公開

新宿区

⑨ 協議・合意書等作成

⑩ 活動場所の利用開始

※登録団体が合意書の
写しを区に提出

